<table>
<tr><td colspan="3">令和２年６月定例議会　議案概要</td><td>担当課</td><td>すこやか健康課</td><td>種別</td><td>条例</td></tr>
<tr><td>議案番号</td><td>議案第 71 号</td><td>議案名</td><td colspan="4">琴浦町介護保険条例の一部改正について</td></tr>
<tr><td>目　　的</td><td colspan="6">新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第１号保険料の減免を行うため所要の改正を行う。</td></tr>
<tr><td>内　　容</td><td colspan="6">１　概要
（１）減免の対象となる被保険者と減免割合
保険料の減免額は、次の①又は②のいずれかに該当するに至った第１号被保険者につき、それぞれの基準により算定した額とする。なお、いずれの基準にも該当する場合は、①を適用すること。
①新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。<u>保険料額の全部</u>
②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のア及びイに該当する第１号被保険者。
<u>対象保険料額の全部または8/10</u>
ア　事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の３以上であること。
イ　減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

（２）減免の対象となる保険料
令和元年度分および令和２年度分の保険料であって、令和２年２月１日以降に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象給付の支払日。）が設定されているもの。

（３）減免額の規定
減免額については、琴浦町介護保険料の徴収猶予及び減免に関する規則に規定する。

（４）減免に要する費用に対する財政支援
対象減免については、国の特別調整交付金により全額予算措置予定。</td></tr>
<tr><td>補足事項</td><td colspan="6">施行日　公布の日</td></tr>
</table>